平成２２年（フ）第３２９７号
大阪市福島区海老江７丁目８番35号千寿文化
債務者　髙橋寿美江こと　髙橋壽美江
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３０４号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―406号
債務者　橋口　壽夫
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３５号
大阪市東淀川区菅原３丁目14番７号レアレア上新庄11番館２Ｈ号
債務者　橋詰　秀雄
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３６１号
大阪府守口市寺方元町１丁目３番１号
債務者　枚本　浩治
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９５号
大阪市北区大淀中２丁目９番24―804号
債務者　谷　　千春（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９９号
大阪府箕面市半町４丁目３番24号
債務者　衣川　　純
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０６号
大阪府東大阪市下小阪２丁目７番８号　シャンヴルキキ210号
債務者　吉田　裕資
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２２号
大阪府摂津市千里丘５丁目11番１―203号
債務者　藤本　　清
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２７号
大阪府守口市竜田通２丁目５番７―208号
債務者　松田　勇三
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４号
長崎県長崎市網場町284番地５
債務者　西　智恵子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷396番地　サンライズキモト302
債務者　山下　久未（旧名久美子）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
長崎県長崎市晴海台町28番地４
債務者　松尾　芽生
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
長崎県長崎市戸石町1739番地22
債務者　里　　幸代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
長崎県長崎市新戸町１丁目36番３号
債務者　吉山　華代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
長崎県長崎市三原３丁目1021番地４　樋口アパート101
債務者　岡部　礼二
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
長崎県長崎市伊良林３丁目８番43号
債務者　中谷　浩民
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
長崎県長崎市かき道２丁目３番１―304号、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町１番11―508号
債務者　小林　友理（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
長崎県長崎市籠町８番35―505号
債務者　福岡　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係